

印西市教育大綱

平成28年3月

印西市

目次

1	はじめに	2
2	印西市教育大綱	3
	(1)大綱の基本目標	3
	(2)大綱の基本方針	4
	(3)大綱の期間	4
	(4)教育大綱に附帯する事項	5

参考資料

1	印西市教育大綱策定基本方針	7
	(1)趣旨	7
	(2)策定体制	7
	(3)計画期間	8
	(4)大綱策定における留意点	8
	(5)策定スケジュール	9
2	印西市総合教育会議設置要綱	10

1 はじめに

昨今の教育行政においては、依然として後を絶たない「いじめ問題」をはじめ、小中一貫校、学校統廃合、道徳教育、主権者教育など、さまざまな課題等があり、教育を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあるものと認識しています。

このような中で、平成27年4月に、これまでの教育委員会制度を大幅に改正する、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が施行されました。主な改正内容としては、教育行政の権限の明確化を図るための新教育長制度の設置や、総合教育会議の設置、教育大綱の策定などです。

市としましては、この度の法の改正に基づき、印西市総合教育会議を設置し、市の教育行政全般について教育委員会とよく議論し、市の教育がより良い方向に向かうよう、更なる連携協力体制を構築いたしました。

この度は、印西市の教育における目標や施策の根本となる方針として、印西市教育大綱を定め、本大綱のもと、今後も教育委員会と綿密な連携を図りながら、教育の振興に努めてまいります。

平成28年3月

印西市長 板倉 正直

2 印西市教育大綱

本教育大綱は、平成26年に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法律」という。）第1条の3の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を展開していくための指針として定めたものです。

大綱は、法律第1条の4の規定に基づき設置した総合教育会議において、教育行政の現状や課題等について協議し、市の最上位計画である総合計画との整合性を図りつつ、健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくることを基本目標とし、この基本目標と3つの基本方針から構成するものです。なお、大綱には7つの附帯事項を付しています。

(1)大綱の基本目標

健やかな心と体を育み未来を拓くまちをつくる

国際化や情報化、少子高齢化など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもたちが豊かな人間性を持ち、心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備・充実が課題となっています。

このため、子どもたちが未来を拓くたくましい力を持ち、多様な可能性を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を適切に担い、健やかな心と体を育む教育を推進していきます。

また、生涯を通じた学習やスポーツ、歴史・文化は、市民が広い視野を持ち健康でいきいきと暮らし、豊かな人間性を育ていく上で欠くことのできないものであることから、生涯学習や生涯スポーツ、文化交流等の活動の振興を図るとともに、魅力ある地域文化の創造と文化財の保護を推進し、歴史的・文化的遺産の価値観を高めながら次世代に引き継いでいきます。

(2)大綱の基本方針

① 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む(学校教育)

子どもたちが「生きる力」を養い、自ら学び、考え、生涯にわたって学び続けることができる「確かな学力」の定着に努めるとともに、個性と能力を伸ばしながら様々な分野で活躍していく未来に向けた教育を推進します。また、学校、家庭、地域が連携しながら、道徳教育の充実や豊かな体験学習などの特色ある教育を推進するとともに、教育環境の充実を図ります。

② 生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する (生涯学習・生涯スポーツ)

目まぐるしく変化する社会環境に市民が適切に対応していけるよう、いつでもどこでもだれもが、生涯にわたり様々な分野で学び続けられる生涯学習のまちづくりを推進していきます。

また、地域の子どもたちを地域で守り育てるために、青少年健全育成活動を推進していきます。

さらに、子どもから高齢者までが心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツが楽しめる環境づくりを進めます。

③ 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る(文化)

貴重な歴史・文化を後世に伝えるため、文化財の保護・活用を図るとともに、市史編さん事業に取り組みます。

さらに、市民が優れた文化・芸術に接する機会の拡大に努めるとともに、文化・芸術活動に関する情報の提供や団体・指導者の育成などにより、市民の自主的で創造的な文化・芸術活動を支援し、うるおいのある地域社会の形成を図ります。

(3)大綱の期間

平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

(4)教育大綱に附帯する事項

附帯事項 1

子どもたちの学ぶ力を育むために、学力の向上を中心にすえ、本市ならではの特色ある教育活動を推進していきます。特に、英語教育については、小学生から効果的に取り組めるよう教育現場の環境づくりを推進し、円滑な対応が図れるよう準備を進めていきます。

附帯事項 2

いじめ問題については、「印西市いじめ防止基本方針」に基づき、迅速な対応を図っていきます。また、いじめは日常的に起こり得るものと捉え、その予兆も含めて状況の把握及び情報の共有に努め、問題を抱えた子どもたちの心を支えていく体制づくりを推進していきます。

附帯事項 3

平成30年度からの道徳の教科化が決定し、文部科学省でその詳細が議論されている中で、市では、子どもたちの豊かな心を育むための一助として情操教育を推進し、音楽などの芸術教育の備品等の環境を、計画的に整備していきます。

附帯事項 4

食を通して心身の健全な発達が図られるよう、食育の推進に力を入れていきます。また、食育の中心となる学校給食については、栄養バランスや衛生面などに配慮した、安全で安心な給食の提供の更なる充実を進めていきます。

附帯事項 5

子どもたちが安全で安心して学校生活を送り、健やかに成長できるよう学校施設等の環境整備を計画的に推進していきます。特に、近年の自然環境の変化や生活様式の変化などを考慮し、普通教室へのエアコン導入やトイレの洋式化などの整備を進めていきます。

附帯事項 6

スポーツ・レクリエーションは、健康・体力の増進だけでなく、友人や家族間の交流、中高年者の健康、生きがいづくり等に役立ち、それぞれの年齢層において多様なニーズが高まっています。このような中で、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機と捉え、市民のスポーツへの興味を掻き立て、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、生涯にわたってスポーツに親しめるきっかけとなるような、この時期ならではの事業を推進していきます。

附帯事項 7

この地に残る有形、無形の文化財を絶やさず後世に遺していけるよう、保護及び活用を進め、市民のふるさと意識を高めていきます。また、近年、関心が高まりつつある市民の文化・芸術活動については、積極的な支援を推進していきます。



参考資料

1 印西市教育大綱策定基本方針

(平成27年7月1日策定)

(1)趣旨

印西市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。）」による改正後の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）」に基づき、市としての教育施策の方向性をより明確化することを目的として、策定するものである。

大綱の策定に当たっては、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、市長と教育委員会（教育委員長、教育委員及び教育長）で構成する「印西市総合教育会議」で協議し、印西市の教育における目標や施策の根本となる方針を定めるものとする。

(2)策定体制

① 議会

大綱の素案段階において、市民の代表である議会に情報提供し、意見交換を行うものとする。

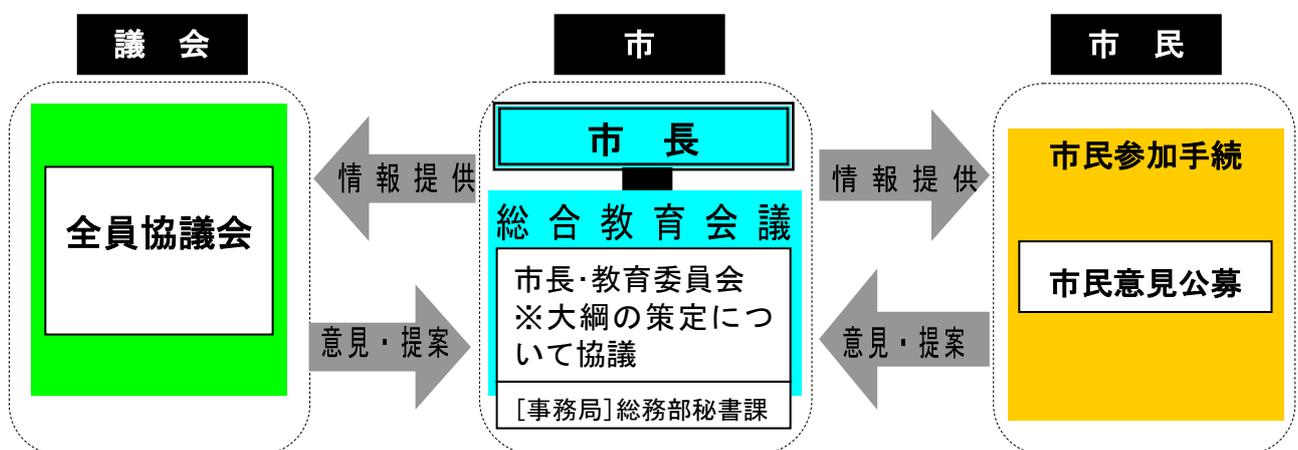
② 印西市総合教育会議

大綱の策定について、印西市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）において協議を行うものとする。

③ 市民参加

策定段階において、市民の意見を広く取り入れるために市民意見公募を行い、市民への情報提供及び意見聴取を行うものとする。

策定体制図



(3) 計画期間

大綱は平成27年度末を目途に策定し、計画期間は印西市総合計画（以下「総合計画」という。）に合わせて、平成28年度から平成32年度までの5か年とする。

(4) 大綱策定における留意点

大綱の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 印西市総合計画との整合性

大綱の策定においては、市の最上位計画である総合計画との整合性を図る。

② 総合教育会議での協議

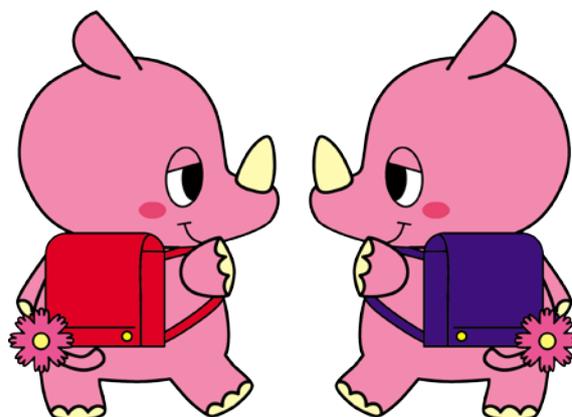
大綱の記載内容は、総合教育会議で協議し、市長が決定する。

③ 教育振興基本計画等の策定

教育委員会で教育振興基本計画等の関連計画を策定する場合は、総合教育会議で調整された大綱の記載内容に留意するものとする。

④ 教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保

教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保の観点から、教科書採択の方針や教職員の人事基準等については、大綱への記載事項としない。



(5) 策定スケジュール

月日	会議、手続等	内 容
6/19 (金)	政策調整会議	「大綱の策定基本方針（案）」を付議する。 承認後、策定基本方針に基づき、総合教育会議にて協議し、大綱を策定していく。
8/3 (月)	職員研修	演題：総合教育会議及び教育大綱について 対象：総合教育会議構成員及び関係課職員 講師：千葉敬愛短期大学 学長 明石要一氏
	総合教育会議（第1回）	「総合教育会議」について説明 「大綱の策定基本方針（案）」について協議 「大綱の骨子」について協議
8/3 (月) ～ 8/20 (木)	委員からの意見集約	大綱に対する委員からの意見を書面等により集約集約した意見を基に「大綱のたたき台」を作成
10/1 (木)	総合教育会議（第2回）	「大綱のたたき台」について協議
11/11 (水)	政策調整会議（※1）	「大綱の素案」の市民意見公募手続について
12月 月上旬	市民意見公募手続（※2）	「大綱の素案」について、市民参加条例に基づき市民意見公募手続を行う。
12月	議会へ報告（※3）	「大綱の素案」を報告
2/3 (水)	総合教育会議（第3回） （※4）	「大綱（案）」について協議
3月	大綱の決定及び公表	総合教育会議にて協議が整ったものを市長決裁にて決定し、決定後に遅滞なく公表する。

※1 スケジュールの変更により、10月14日に開催

※2 スケジュールの変更により、11月4日～17日に実施

※3 スケジュールの変更により、11月30日に報告。

※4 スケジュールの変更により、2月2日に開催。

2 印西市総合教育会議設置要綱

平成27年7月1日告示第116号

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、印西市の教育の振興に資するため、印西市総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項についての協議及びこれらに関する次条に定める構成員の事務の調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、市長及び教育委員会(教育委員長、教育委員及び教育長をいう。以下同じ。)をもって構成する。

(招集)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関し、協議する必要があると認める場合には、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して会議の招集を求めることができる。

(調整結果の取扱い)

第5条 市長及び教育委員会は、会議における事務の調整の結果を互いに尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により、非公開とした場合にあっては、公表しないことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局を総務部秘書課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。